

精神薄弱児通園施設の専門施設化への道

淡路こども園の事業をとおして

松村 寛

(一)

社会福祉法人水仙福祉会が大阪市より精神薄弱児通園施設「淡路こども園」を受託経営してから、早いものでまる2年を経過した。

昭和50年代に入って、心身に障害をもつ幼児の多くが一般の保育所に入所するようになった今日のような難しい時期に、障害児のみの通園施設の運営を始めることは、時代に逆らうという見方が大方であったことだろうと思われる。

しかし、当法人にてこの通園施設を受託経営したわけは、まったく別の理由からであった。当法人の関連経営の風の子保育園（東淀川区小松）では、昭和46年という早い時期より障害児保育を実施してきた。この障害児保育の実践過程のなかで常に専門性の問題について、その療育の限界に悩み、新たな障害児施設の必要を痛感してきたのであった。

この新たな障害児専門施設は、保育所の障害児保育の限界性を打ち破り、保育所の障害児保育を側面から支えるものであらねばならないと考えてきたのである。即ち、両者を矛盾した関係で捉えるのではなく、地域での障害児保障と専門施設としての通園施設との有機的結びつきの必要を感じたからである。

では保育所の障害児保育の限界性についてその第1点は、発達援助のための専門能力の問題である。一人ひとりのその状況と程度が異なる障害児への適切な指導援助をしていくには、余りにも現在の保育所の力量は弱体であるといわねばならない。それは発達障害の治療的援助のすべてが、一般保育で解決されるとはとてもいえないからである。例えば、同じ言語障害児でも、難聴児や口蓋裂の子どもであれば保育所の集団保育に参加することだけでは十分でない。当然に専門的な言語訓練が一方で保障されねばならないのである。

第2点は、母子分離保育が原則である保育所においては、障害児への教育活動のすべてが保育所まかせになってしまう。このため母子関係が未成熟の子どもや、安定した母子の依存関係が土台になって発達援助していかなねばならない段階の子どものばあい随分と無理があると思われる。

さらに障害児の療育については、基本的に母親自身の療育能力に期待されることが多いだけに、保育所の母子分離保育は母親という存在がすっぱり抜けてしまうのである。

第3点は、健常児の集団にとりかこまれていることから障害児自身の教育的環境的刺激は大層好ましいものではあるが、障害児の母親からは常に健常児と対比して眺めてしまいやすく、ここからあせりを生じ、つい無理をしてしまう。また逆に思うように変化しないと落胆して投げやりな気分になることが往々にしてある。こうした母親自身の振幅を生む

のも保育所における障害児保育の宿命といえるかも知れない。本来、障害児への治療的活動は、母親の安定した気持がまず基盤になればその効果を期待することが難しい。

以上の3点は障害児の発達援助という観点からみた現状の障害児保育の困難な壁とでもいえるものである。

これからは風の子保育園の経験から指摘されることであるが、大方の保育園では、更に年齢別保育やいっせい保育方法をとっている施設が多いので、この点からも障害児保育との関連において大きな問題点をもっていることであろう。(風の子保育園では、昭和49年より縦割混合保育形態をとり自由保育の大幅な導入をはかった。)